

人口と世帯数

2月28日現在	(前月比)
総人口 25,343人	(20人増)
男 12,367人	(15人増)
女 12,976人	(5人増)
世帯数 6,986世帯	(3世帯減)

編集と発行 鷹巣町役場総務課広報係



働く若者

警察官の斉藤良隆君(三吉町・20歳)。

彼、能代市常盤出身で三人兄弟の二男。能代工業高校から警察学校に入り、昨年の四月、社会人第一歩を鷹巣署に赴任。

現在は千四百世帯を担当、区域内の各家庭や事業所を訪問、防犯、交通指導、警察に対する要望や困りごと相談も受ける外勤の第一線で活躍している。

彼、若いだけに町民に信頼され、親しまれる警察官でありたいと努力しているというが、どうしてどうして話をしてでも立派に信頼にたえ得る警察官とみた。

仕事の余暇は、もっぱら読書とレコード鑑賞を楽しんでいるという好青年…。

No.357

52・4・1



52年度の 新しい予算決まる

昭和五十二年一般会計

二十八億二千七十七万五千円

前年度予算比五%の増

昭和五十二年一般会計予算は、歳入歳出それぞれ二十八億二千七百七十七万五千円で、前年度当初に比べ一億三千五百十万二千円、五%の増となっています。

(歳入)

各款の概要は次のとおりです。

▽町税 五億八千六十五万七千円で、伸び率は十九・九%の増。

内容は、町民税二億二千七百五

十七万五千円、固定資産税二億六千六百五十四万六千円、軽自動車税九百四十四万四千円、たばこ消費税四千八百四十四万三千円、電気税二千七百七十七万七千円、木材引取税六百

昭和五十二年の予算案等を審議する三月定例町議会は、三月八

日から十九日までの十二日間の会

期で開かれ、最終日十九日の本会議

で新年度一般会計予算二十八億二千

七十七万五千円などを可決して終

わりましたので、そのあらましを

報告いたします。

なお、一般会計歳出のおもな事

業等については、次号(四月十五

日付)に掲載します。

六十五万五千円、特別土地保有税百

万円。

▽地方譲与税 三千七百万円で、

伸び率は四十八%の増。

内容は、自動車重量譲与税二千

七百万円、地方道路譲与税一千万

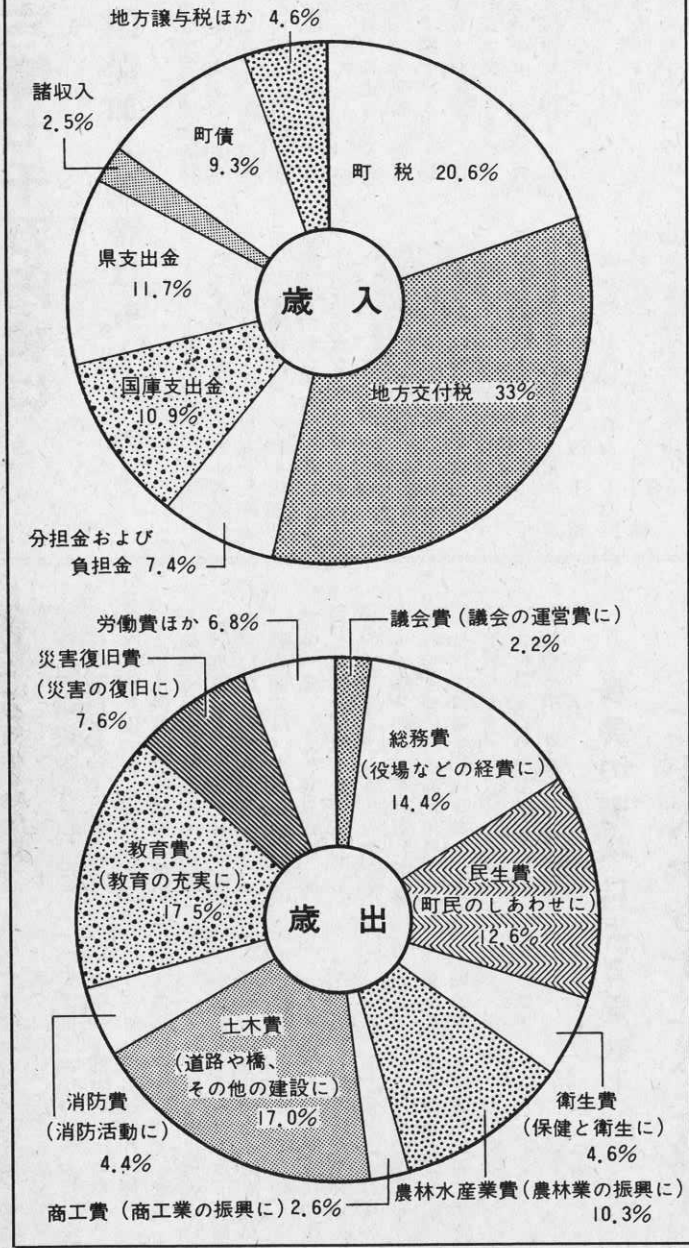
円。

▽娯楽施設利用税交付金 二百万

円、伸び率は百%の増。

町長日誌	
3月1日	3月15日
1日	湯ノ倍温泉掘さく現場視
2日	鷹巣高等学校卒業式
3日	魁鷹巣支局長歓迎会
4日	鷹巣農林高等学校卒業式
5日	特急「白鳥」停車陳情
6日	秋田鉄道管理局
7日	冷害救農事業視察
8日	社会福祉協議会評議員会
9日	理事会
10日	三月定例町議会
11日	町議会本会議(一般質問)
12日	町議会総務委員会
13日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議
14日	南中学校卒業式
15日	町議会各常任委員会
16日	鷹巣中学校卒業式
17日	町議会各常任委員会
議会日誌	
3月1日	3月15日
2日	魁鷹巣支局長歓迎会
3日	社会福祉協議会評議員会
4日	理事会
5日	議会運営委員会
6日	三月定例町議会
7日	町議会本会議(一般質問)
8日	質問
9日	総務、教育民生、建設水道各常任委員会
10日	道各常任委員会
11日	各常任委員会
12日	
13日	
14日	
15日	

一般会計歳入歳出の内訳



二十八万七千円で、伸び率は五・八%の減。
 ▼分担金及び負担金 二億七千六百六十八万四千円で、六十八%の増。
 内容は、農林関係分担金四千七百六十九万九千円、児童措置費負担金三千五百三十三万四千円、皆検診負担金七百七十四万四千円、学校給食負担金二億七千六百六十五万四千円が主なものです。

▼使用料及び手数料 三千三百三十八万八千円で、三三・六%の増。
 主なものは、西、竜森、北保育料七百二十万四千円、住宅使用料一千九百五十八万八千円、公民館、体育館使用料二百二十六万四千円、戸籍関係手数料三百九十四万四千円など。
 ▼国庫支出金 三億六百六十八万四千円で、伸び率は一・三%の増。
 内容は、国庫負担金(老人医療、児童手当、保育所措置、義務教育)一億四千七百六十五万五千円、国庫補助金(失対事業、道路、下水道、住宅、草地開発、農振事業、消防ポンプなどに対する補助)一億五千二百五十七万二千円、国庫委託金(参議院議員選挙、年金事務、児童手当事務など)一千三百三十四万四千円。
 ▼県支出金 三億三千七百七十九万九千円で、伸び率は二五・四%の増。
 内容は、県負担金(老人医療、

保育措置費、児童手当など)二千三百八十九万三千円、県補助金(福祉医療、へき地保育、皆検診、結核予防、農委、天災利子、カドミ抑制、集落農場化、農道整備、林構事業、災害復旧、いこいの森、災害住宅利子、学校管理などに)二億九千八百一十七万七千円、県委託金(県税事務、統計調査など)八百八十六万九千円。
 ▼財産収入 一千五百六十六万六千円、内容は、土地建物貸付百五十三万五千円、立売払い収入一千万円、
 ▼繰入金 一千四百二十八万八千円。
 内容は、財産区事務統合による

事務経費、その他地区内諸団体に對する助成金、負担金などを各財産区より繰入れしているもの。
 ▼諸収入 七千五百五十三万三千円で、伸び率は七十二・八%の減。
 減となった主な理由は、学校給食徴収金を分担金及び負担金に移したため。
 諸収入は、預金利子、年金印紙手数料、各種貸付戻入れ、貸付金利子などが主なものです。
 ▼町債 二億六千三百八十万円で、伸び率は七十二・八%の増。
 内容は、農林債(公有林整備)四千三百五十万、土木債(改良舗装、橋、下水、住宅)二億一千

五百三十万、災害復旧債五百五十万となつています。
 以上、歳入合計は二十八億二千七百七十五千円、各款の構成比は円グラフのとおりです。
 (歳出)
 歳出については、四月十五日付広報でくわしく報告しますので、今号では各款の総額と前年度当初予算に対する伸び率の増減についてお知らせします。各款の構成比は円グラフのとおりです。
 ▼議会費 六千九百九十九万三千円で、伸び率は二五・一%の増。
 ▼総務費 四億五百四十三万三千円で、伸び率は四・二%の増。
 ▼民生費 三億五千四百二十一万五千円で、伸び率は九・一%の増。
 ▼衛生費 一億三千六十八万四千円で、伸び率は六・四%の増。
 ▼労働費 一千五百六十三万二千円で、伸び率は一六・五%の増。
 ▼農林水産業費 二億九千三百三十七万五千円で、伸び率は七%の増。
 ▼商工費 七千二百七十三万七千円で、伸び率は四三・三%の増。
 ▼土木費 四億八千八十五万四千円で、伸び率は三六・五%の増。
 ▼消防費 一億二千四百九十九万四千円で、伸び率は九・二%の増。
 ▼災害復旧費 二億一千四百三十三万六千円で、伸び率は四九・一%の減。
 ▼公債費 一億七千三十二万九千円で、伸び率は三四・二%の増。
 ▼予備費 五百万円で昨年と同額以上、歳出合計二十八億二千七百七十五千円。

国保 六億七千万円台に

国保加入世帯は五十三% 国保加入世帯は五十三%

昭和五十二年国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出ともに六億七千七百九十三万円で、前年度当初予算に比較して四千六百七十四万二千円、七・四%の増となっております。

なお、国保予算の基礎となる世帯数は三千六百九十七世帯、被保険者数は一万二千四十八人で、前年度当初に比べ五十四世帯、二百六十八人の増となっております。

また、国保加入率は、世帯で五十三・五%、被保険者で四十七・七%となっております。

〔歳入〕
歳入は、国庫支出金がもつとも多く三億八千四百七十七万一千円以下▽保険税二億八千四百三十二万九千円 ▽繰入金七百三十九万九千円 ▽諸収入百十三万四千円などが主なものですが。

なお、一世帯当たりの平均保険税は七万三千九百二十三円となっております。

〔歳出〕
歳出は、▽保険給付費が六億二千八十四万七千円、高額療養費五千五百三十七万三千円、療養費六百三十一万七千円、助産費四百万円、審査支払手数料二百五十五

万七千円、葬祭費百二十万円で、以下▽総務費二千七百十四万六千円、予備費一千八百三十九万三千円、保険施設費一千二十四万三千円、公債費百十萬円、諸支支出金二十万五千円となっております。

五十二年度 財産区会計

▽綴子財産区会計

歳入歳出それぞれ一千百一十一万四千円、前年度比四十六・三%減。

歳入は、土地貸付収入六十万円、木材売払収入七百九十八万円、繰越金二百四十二万七千円。

歳出は、管理会費百九十九万、下刈や除伐の財産管理に五百九十七万八千円、諸支支出金では地区内諸団体への補助九十八万二千円、繰出金百二十四万四千円、予備費二十万四千円となっております。

▽栄財産区会計

歳入歳出それぞれ一千六十七万三千円、前年度比十八・三%の減。

歳入は、木材売払収入七百五十四万四千円、繰越金三百万円、利子十

万円、歳出は、管理会費百八十七万二千円、下刈、除伐などの財産管理

公園条例を制定

健全な管理運営を目的に

この条例は、都市公園の健全な発展と福祉の増進を図りながら管理運営することを目的に制定されたものです。

管理面では、公園内での行商、募金、業としての写真撮影、興行、競技会、展示会、花火、キャンプファイヤー等、火気を使用する場合など、それぞれ町長の許可を受け、占有使用料の徴収または減免を受けることになっております。

また禁止行為として▽公園の損傷や汚損、▽竹木の伐採と植

農委の選挙による定数

二十人から十二人に改正

▽農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について。

農業委員会の選挙による委員の定数を二十人から十二人に改正しました。

この改正により、各選挙区の選挙すべき委員の定数も次のとおり改正されました。

- ▽第一選挙区 大字鷹巣、栄 二人(四人)
- ▽第二選挙区 大字小森、脇神、中屋敷 二人(三人)

物の採取 ▽土地の形質変更 ▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立入禁止区域への立ち入り ▽指定場所以外の場所への車馬の乗り入れ ▽用途以外の使用、の八項目が定められています。

いすれ、管理面に掲げる行為をしようとするときは、事前に町長の許可を受けて使用することになります。違反のときは一万円以下の過料や原状回復などの罰則も設けられています。

なお、都市公園に定められているのは米代児童公園、前野児童公園、東仲通り児童公園、中央公園、鷹巣運動公園(鷹中グランド)の、五カ所となっております。

決定した条例改正

- (一) 内は、改正前の額。
- ▽町長 月額四十万円(三十五万円)
- ▽助役 月額三十一万円(二十五万五千円)
- ▽収入役 月額二十九万円(二十四万円)
- ▽教育長 月額二十六万円(二十一万円)
- ▽議長 月額十一万円(八万五千円)
- ▽副議長 月額十万円(七万五千円)
- ▽議員 月額九万円(七万円)

▽手数料条例の全部を改正する条例の制定について

各種証明、閲覧など一件について百円。住民票及び公簿、図面等の謄本又は抄本の交付は一枚について百円、それに手数料の免除などについて全面改正しております。

▽簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

簡易水道の給水基本料を、一般で八立方メートルまで五百二十円に、超過料金は一立方メートルにつき七十円に改正、メーター使用料は月七十円に。

その他営業用、官公署用、学校用とも基本料金、超過料金ともそれぞれ改正されました。

▽老人憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定について

使用料等を規則で定めていたものを条例に制定したものです。

▽町税条例の一部を改正する条例の制定について

督促手数料一通三十円を、五

特別職の給与 報酬を改正

特別職の職員で常勤及び非常勤のもの給与、報酬が次のように改正になりました。

費三百五十万四千円、造林費百六十七万三千円、諸支出金では栄農協補助百万円、地区諸団体補助などで三百五十二万四千円、予備費十万円となっています。

▽坊沢財産区会計

歳入歳出それぞれ七百六十五万四千円で、前年度比三十六%の減。歳入は、土地売却収入二百万円、木材売却収入四百四万円、繰越金百五十万円。

歳出は、管理会費百八十八万六千円、下刈、林道補修などの財産管理費百七十八万八千円、諸支出金は、上野暗渠工事、林構事業、地区諸団体補助などで三百八十七万四千円、予備費十万円。

▽七座財産区会計

歳入歳出それぞれ百万五千円で、二十五・六%の増。歳入は、部落負担金五十七万二千円、土地貸付収入三十万円、繰越金十三万二千円。

歳出は、管理会費二十一万七千円、財産管理費十六万二千円、諸支出金は一般管理費繰出金六十二万六千円となっています。

▽沢口財産区会計

歳入歳出それぞれ五百九万七千円で、前年度比七・六%の増。歳入は、土地売却収入五百八十七万円。

歳出は、管理会費百八十七万二千円等除伐などの財産管理費百二十四万四千円、諸支出金は石倉森スキー場工事、地区内諸団体補助などに百九十七万八千円となっています。

ます。

▽七日市財産区会計

歳入歳出それぞれ一千三十万五千円で、前年度比四十二・三%の減。歳入は、木材売却収入一千万円、繰越金十九万八千円。

歳出は、管理会費百九十二万二千円、除伐などの財産管理費三百四十三万三千円、諸支出金では、官行造林分収金二百二十八万円、集落センター敷地立木補償二十万円、地区内諸団体補助九十一万九千円、一般財産区費へ百十二万四千円など四百七十四万五千円、予備費は二十万円となっています。

五十二年

上水道会計

五十二年度の業務量を、給水件数二千二百件、年間総給水量六十二万九千八百立方、一日平均給水量一千七百二十五立方、有収水量率八八・五%を予定。

収益的収入及び支出では、収入は事業収益九千八百五十二万八千円、内訳は営業収益七千八百三十三万九千円、営業外収益二千三百三十九千円、特別利益五万三千円。

支出は、事業費七千四百四十五万五千円で、内訳は営業費用四千四百九十六万七千円、営業外費用二千五百九十八万八千円、予備費五十万円。

予定損益計算書並びに貸借対照表では、当年度純利益が二千七百五十四万七千円予定され、五十二年年度予定繰越欠損金が七千六百六十

十円に改正。また、報奨金の未交付額を十円未満から百円未満に改正しました。

▽国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

被保険者が死亡したときの葬祭支給費五千元を一万円に改正。町管スキー場設置条例の制定について

▽業師山スキー場を、町管スキー場として条例に制定。

農地及び施設の災害復旧事業費分担金徴収条例の制定について

▽林地関係事業分担金徴収条例の制定について

町が施行する林業事業費に対する受益者の分担率を制定。町管住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について

▽町管住宅の建設または解体による戸数の変更で、現在の町管住宅は二百九十一戸。

町管住宅管理条例の制定について

町管住宅の入居資格、選考、入居手続、使用料、高額所得者の明渡努力義務と割増賃料、入居者の保管義務、入居者の禁止事項など、町管住宅の管理事項を制定したものです。

▽町諸収入金の督促手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

町の諸収入金の督促手数料を三十円から五十円に改正。町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

▽町長部局の職員を百六十一人から百六十四人に改正。

へき地保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

▽児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

消防団員の停年を延長

定数は三百七十五人に

▽消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正。

それぞれ次のように改正されました。

(一)内は改正前 団員の定数三百七十五人(四百四人) 団員の停年は、分団長と副分団長が満五十八歳(五十五歳)、

団員が水火災、訓練等に従事する場合の費用弁償は一回につき千五百円(千円)。消防車担当は月額五千元(三千元)にそれぞれ改正。

また、団長、副団長の任期は四年から二年に改正されました。

決定した人事

▽七日市財産区管理委員会 佐藤佐治郎(根本屋敷)、九島文二(岩脇) 布田久直(品類) 藤原復蔵(下舟木) 堀部誠孝(葛原) 鈴木金治郎(上舟木) 橋本孫藏(明利又)

▽固定資産評価審査委員 碓谷喜代松(摩当)を再任。

△人権擁護委員の推せん 畠山清吾(七日市大畑)を、推せんすることに同意。

採択となった請願

▽学校薬剤師の報酬改善についての請願書(鷹巣町学校薬剤師会) △町道拡幅改良に関する請願書(大畑部落自治会) △健康保険改正反対に対する請願(秋田県医療労働組合秋厚労北支部) △町道認定に関する陳情書(あけぼの町町内会) △鷹巣農業委員会費用弁償予算についての陳情書(鷹巣町農業委員会会長) △鷹巣町農業委員会選挙区域改正に対する陳情書(右同)

十五万七千円であり、五十二年
度で四千九百九十九万九千円の繰越欠損
金が見込まれています。

資金的収入及び支出では、収入
において出資金九百二十万、固
定資産売却代金九十二万三千円、支
出では建設改良費四百五十七万四
千円と企業債償還金四百七十四万
円となっており、更に一時借入金
の限度額では三千七百万円、御資
産の限度額を二百五十万円で定め
ております。

五十二年度

各種特別会計

▽親子簡易水道会計

歳入歳出それぞれ一千五百三十
五万九千円で、前年度に比し二十
六・四％の増。

歳入は、ほとんどが水道使用料
で一千四百四十四万七千円、以下
諸収入八十一万一千円、繰越金十

決定した議案

▽字界の変更について

町営土地改良事業（脇神地区、
ほ場整備工事）施行により、字
の境界変更を行ったものです。
▽県営土地改良事業に要する費用
の一部負担について

五十二年度以降に実施する県
営基幹農道舗装事業に対し、土
地改良法により、事業費八千九
百万円の二十五％に相当する額
の負担をきめたものです。

円。歳出は、揚水機の電気料や原材
料の管理費が七百五十七万二千円、
職員給、賃金などの総務費七百一
十八万七千円、予備費五百万円。

▽と畜場会計

歳入歳出それぞれ一千五百五十
八万二千円で、前年度に比し二十
四・五％の増。
歳入は、と畜場使用料及び手数
料が一千三百五十二万五千円、一
般会計よりの繰入金百十万円、諸
収入九十五万六千円。

歳出は、賃金五百四十万四千円、
需要費三百七十九万八千円、と夫
などの委託料四百八十四万三千円
工事請負百三万、備品購入二十
三万などが主なものです。

▽土地取得会計

歳入歳出とも二千円で存置科目
なお、基金現在高は二千八百八
十四万九千円。

▽鷹巣阿仁広域市町村圏組合規約
の一部を変更する規約の協議に
ついて
特別養護老人ホーム（大野台）
の設置及び維持管理と運営に関
する協議。

▽工事請負契約の変更について

五十一年九月二十九日に契約
を締結した大清水川河川災害関
連工事の請負契約額を、七十五
万五千円増額、二千三百六十五
万五千円としたものです。
契約の相手方は、秋田建設株式
会社代表取締役知野次郎。

51年度 二千六百三十万円を減額
一般会計

三十二億二百万円台に

歳入歳出予算の総額から、歳入
歳出それぞれ二千六百三十万七千
円を減額し、歳入歳出それぞれの
総額は、三十二億二百九十四万円
となりました。

なお、減額の原因は農林災
害および土木災害復旧工事の五十
一年度事業割当減六千六百六十三
万四千円によるものです。

歳入では、▽町税一千三百十八
万二千円、▽地方交付税八百九十
五万、▽使用料及び手数料百十
六万九千円、▽財産収入八百十六
万四千円、▽寄付金百万円、▽繰入
金四百三十七万六千円、▽町債四
千二百五十万円をそれぞれ追加。
▽分担金及び負担金一千四十七
万四千円、▽地方譲与税二百七十
八万八千円、▽国庫支出金四百七
十六万三千円、▽県支出金八千五
百四十二万二千円、▽諸収入百十四
万三千円をそれぞれ減額しており
ます。

二十六万二千円、交通安全六十四
万円、バス路線維持補助百二十八
万七千円、徴税費の職員手当百九
十三万九千円、戸籍の人員費二百
六十七万七千円が主なものです。
▽民生費七十四万五千円の追加。
社会福祉で青山荘施設整備補助
四十二万二千円、吉野学園同百万
円、老人クラブ補助二十二万五千
円、福祉医療費二百八十五万円
を追加。老人医療費二百万円を減
額。

児童福祉費は、児童手当四十四
万円、東保育園百四十六万円、竜
森及び西保育園に百九十六万円を
追加。保育所措置費四百三十万七
千円、西児童館三十八万二千円を減額。
また国民年金関係で二十三万七
千円追加、災害危険住宅移転補助
及び貸付金で三百万円を減額。
▽衛生費七万四千円の追加。
減額は、人件費を整理して百六
万六千円と検診委託料及び結核予
防報酬で八十七万円。

追加は、と畜場会計繰出し四十
万円、伝染病患者委託四十四万三
千円、清掃人件費百五十八万六千
円。

▽労働費二十万円追加。
▽農林水産業費二千四百四十八
万七千円。
農業総務費で、人件費二百八万

七千円追加、制度資金利子補給七
十万五千円減額。振興費で七日市
集落センター敷地購入三百七十一
万四千円、請負耕作補助百五十万
円追加。農用地利用事業で百二十
七万七千円を減額。
畜産費で、公害防止事業に一千
六百四十六万二千円、畜団施設補
助一千五百七十四万二千円、鶏糞
処場事業補助六十一万五千円、畜
産公社出資金九十万円を追加。
農地費では、農免道路委託料百
八十六万四千円、土地改良協会分
担金七十八万円、県単事業補助百
十一万円、向黒沢、摩当線の補償
費百二十七万五千円、冷害対策賃
金百十六万円をそれぞれ追加。摩
当、黒沢間敷地買取二百二十二万
九千円、土地改良補助百三十八万八
千円を減額。
林業関係では、林構事業の林道
工事費百二十七万二千円を減額。
▽商工費八十六万七千円を減額。
▽土木費一千七百四十八万八千
円を追加。
除雪借上料八百万円、U字溝及
び砂利に三百七十一万円、道路改
良百二十二万八千円、排水材料に
百二十三万四千円をそれぞれ追加。
▽消防費百二十七万二千円追加。
広域消防組合負担金八十九万九
千円の追加が主なもの。
▽教育費一千五百二十二万二千円の
減額。
事務局費で四十六万円、小学校
費で三百六十六万円、中学校費で
二百二十二万六千円を減額。
社会教育で、公民館に七十六万
四千円、体協基金に百万円を追加
給食関係で原材料六百三十三万

六千円を減額。
▽災害復旧費—六千六百六十三万四千円を減額。
五十一年度予想割当の減によるもので、農業施設費五千六百五十二万二千円、農地費三百四十七万円、林業施設六万円、公共土木六百五十八万二千円をそれぞれ減額してあります。

▽諸支出金—十八万五千円を追加。土地取得費で坊沢二万二千円と栄地区の十六万四千円。

五十一年度
特別会計補正

特別会計補正

▽国民健康保険会計補正

歳入歳出とも予算総額六億三千七百七十一万七千円と変りなく、項間の増減となっています。歳入は、十二月定例議会で決定した、五十一年冷害による保険税の減額による補正で、▽保険税で減免分五百五十五万八千円を減額。

▽茨城県会計補正
歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

▽茨城県会計補正

歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

▽茨城県会計補正
歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

減免分の▽国庫特別交付金三百七十九万五千円と、なお不足分を一般会計からの▽繰入金として百七十六万三千円をそれぞれ追加。
歳出は、高額療養費の予想以上の伸びにより▽保険給付費に五百万円を追加。▽予備費五百万円を減額してあります。

▽茨城県会計補正
歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

▽茨城県会計補正
歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

▽茨城県会計補正
歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

▽茨城県会計補正

歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

▽茨城県会計補正
歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

歳出は、立木補償費五十四万八千円を追加、下刈り事業八十八万八千円の減額が主なものです。

▽茨城県会計補正
歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

▽茨城県会計補正
歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

▽茨城県会計補正
歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

▽茨城県会計補正

歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

▽茨城県会計補正
歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

れぞれ追加。
▽茨城県会計補正
歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

▽茨城県会計補正
歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

▽茨城県会計補正
歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

▽茨城県会計補正
歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

▽茨城県会計補正

歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

▽茨城県会計補正
歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

備費二十五万円を減額、管理費に四十五万六千円を追加。

▽茨城県会計補正
歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

▽茨城県会計補正
歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

▽茨城県会計補正
歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

▽茨城県会計補正

歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

▽茨城県会計補正
歳入歳出とも八万円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千九百七十九万五千円。
歳入は、財産売却収入十四万円を減額、繰越金六万円を追加。
歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

訪ソ研修団員募集

締め切りは4月20日

対象者は、昭和二十二年四月一日以降、三十二年三月三十一日までに出生した男女で、帰国後もそ

すが、県と町で負担。本人は予防接種、制服、事前研修、旅券発行手数料などの負担だけです。

参加希望者は、所定の申し込み用紙に記入のうえ、四月一日から二十日までに役場総務課長まで申し込みください。申し込み用紙および問い合わせは総務課広報係で取扱っております。

なお、希望者については町で選考の上、県に男二人、女一人を推薦。県では四月二十七日午前十時から北秋田総合庁舎において、書類および面接により団員に決定することになっております。

○：以上、三月定例町議会には昭和五十二年度一般会計をはじめ、国民健康保険、財産区等特別会計など、新年度予算十二件、五十一年度各補正予算、特別職等の報酬給与改正、都市公園条例の制定などの条例関係、財産区管理委員会委員などの人事案件、それに請願など五十五議案が上提されましたが、審議の結果、五十二件を可決三件を継続審議として、閉会しました。

不採択となった請願

▽し尿汲取料金の改定と投入量値上げ陳情について（有限会社・鷹巣阿仁清掃興業）
▽鷹巣町農業委員会の定数条例の改正に対する陳情書（鷹巣町農業委員会会長）

継審となった条例改正

▽町道認定に関する陳情書（田子ヶ沢部落）
▽減税、税制改革、自主課税に関する請願（鷹巣地区労働組合協議会）

継審となった請願

▽鷹巣町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

国民年金

保険料の納め忘れは？

今月は最終納期です

国民年金の保険料を納め忘れてはいませんか。保険料は決められた期限までに必ずキチンと納めなければなりません。

ご存知のように、国民年金は毎年のように改善され、今では老後の生活の大きな支えとなつていきます。現在、当町では保険料を納め終つて、老齢年金を受けている方が約一千五百人います。この方たちにとつて、年金のある生活は大変心強い支えとなつていきます。

また、決められた期限までに保険料を納めていざと、突然の事故や病気、不幸にしてご主人が死亡したなどのときに、障害年金や母子年金が受けられない場合があります。

四月は、昭和五十一年度(五十二年四月～五十二年三月)分の保険料の最終納期です。

今月中ですと、町に納めることができますが、来月になりますと直接国に納めなければならなくなり、大変手数がかかることとなります。

納め忘れの保険料がないか、もう一度確かめて今月中に必ず納めましょう。

なお、保険料についてくわしいことは役場年金係へおたずねください。



献血三十回の成田

さんに銀色有功章



米代町一丁目鷹巣郵便局職員成田真人さん(33)は、このほど献血三十回の功労で日本赤十字社から「銀色有功章」が贈られ、去る三月十六日に出川町長から伝達されました。

成田さんは、昭和四十二年に献血を始め、昨年の十二月二十四日に三十回目の献血を行ったもので年平均三回、合計で六千ccの献血を行っています。

＝老人居室整備資金の貸付け申請を受けます＝

受付期間 4月1日～5月10日

老人福祉の増進をはかるため、老人専用の部屋を整備する資金の貸付けを、4月1日から5月10日まで受け付けています。

◆貸付けの対象者

資金の貸付け対象となる方は、本町内に居住し、60歳以上の老人と同居している親族で、自力で整備を行うことが困難な方

◆貸付けの限度額

一戸当たり 60万円(52年度案)

◆貸付けの条件

- (1)利率……年2% (据置期間中は無利子)
- (2)据置期間……1年以内
- (3)償還期間……据置期間後9年以内
- (4)償還方法……元利均等年賦償還
- (5)延滞利息……償還期日を経過した日から、年10%の割合を乗じた額

◆貸付けの所得制限

世帯の総所得金額 2人の場合	3百3万円以下
3人	3百61万円以下
4人	4百19万円以下
5人	4百77万円以下
6人	5百35万円以下

以下、1人増すごとに58万円を加算した所得金額以下とする。

(註)年間総所得金額とは、当該年度の個人(町民税、県民税)納税者別、徴収額票に示す総所得金額をいいます。

◆貸付けの申請

- 資金の貸付けを受けようとする方は、申請書(役場福祉係)に次の書類を添えて提出していただきます。
- (1)申請書、保証人の所得および資産に関する証明書
 - (2)工事見積書
 - (3)老人居室整備計画平面図(建築確認済通知書の写)
 - (4)既存の建物の平面図

◆居室の規模条件

- (1)居室の面積は、老人1人の場合はタタミの部分6畳(9.9㎡)老人2人の場合はタタミの部分8畳(13.2㎡)。
- (2)建築基準法、消防法等に適合すること。
- (3)居室は1階とし、日常生活に支障のないよう便所、洗面所を置き、通風、採光等に留意すること。

◆申し込み受付先

鷹巣町役場町民課福祉係、くわしいことは同係(電話2-1111 内線206)へお問い合わせください。

傷んだ窓も新品同様に

建設技能青年部 保育園で労力奉仕

町の建設技能組合青年部（長田正会長）では、三月二十日、町内の私立保育園や幼稚園など六カ所の施設の修理に労力奉仕、関係者からたいへん感謝されました。

この労力奉仕は、昭和四十八年から建設技能組合青年部が行っているもので、こととして五回目。

この日参加したのは、大工、板金、左官、木工といったその道のベテラン二十二人で、それぞれの施設に分かれ、机や椅子、戸車やガラスの入替、窓カギ、書だなの修理などに手ざわよく修理にあたっていました。

なお、当日奉仕活動に参加した方は次のとおりです。

- ▽大工Ⅱ長田 正、佐藤三郎、柴田 進、岩谷敏男、千葉正和、津谷忠雄、三沢正悦、千葉昭二、佐藤正男
- ▽板金Ⅱ川村鉄夫、戸沢俊雄、長崎不二男、中島誠治、成田慎吾、千葉勝五郎、相馬久夫、川村準一、川村 豊、小笠原辰夫、山内武道
- ▽左官Ⅱ成田吉孝
- ▽木工Ⅱ佐藤秀昭

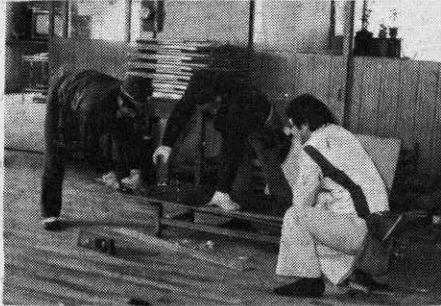
マイホーム建

設資金の融資

住宅金融公庫では、マイホームをつくられるみなさまへ、長期で低利の建設資金を融資しています。募集の期間は、通常春と秋と二回行っています。その主な融資条件を紹介いたしますので、ご利用ください。

▽申し込みできる方Ⅱ自分が住むための住宅を新築される方で、土地の準備ができています

▽融資を受けられる住宅Ⅱ住宅部分が三十㎡以上百二十㎡以下の



▶労力奉仕する技能組合青年部

みんなで町をきれいに

鷹巣町入学おめでとう大会!



町と秋田魁新報社などが共催の「入学おめでとう大会」が、三月十一日鷹巣町公民館ホールで行われました。

チビッコのど自慢や

奇術などで楽しむ

入学おめでとう大会

住宅。ただし、六十歳以上の老人、心身障害者、六人以上の多数家族が同居の場合は、百五十㎡以下。

▽融資の限度額Ⅱ地域、構造、面積によって異なりますが、木造住宅の場合は三百二十万円。

▽返済期限Ⅱ木造・不燃構造十八

年以内、簡易耐火構造二十五年以内、耐火構造三十五年以内

▽利率Ⅱ年五・五%

▽返済額Ⅱ木造の場合、百万円につき毎月、元金と利息の合計で七千三百三円

くわしくは、最寄りの銀行か農協におたずねください。

転居届けは局へも

転居される時は郵便局へも転居届けをお出しください。転居届けの用紙は郵便局や役場の窓口で備えてありますが、普通のハガキなどに旧住所、新住所、家族の名前、転居年月日を書いて、最寄りのポストに投函しても結構です。

出された転居届けは、旧住所と新住所の配達を受け持つそれぞれの郵便局の配達リストの修正に使用され、またその届出の日から一年間、旧住所あての郵便物は新住所へ転送されます。

現金を送るとき

は現金書留で!!

郵便で現金を送る場合は必ず現金書留を利用ください。

たとえ少額でも、普通郵便に現金を同封して送ることは違反となり、このような場合は受取人に配達しないで差出人に返されたうえ、還付料金を徴収されます。

現金封筒一枚に十万円まで入れて送ることができます。

春先は、町によこれが一層目についてきます。冬の間にたまつた内外の「よこれ」を徹底的に掃除しましょう。

17日(日)は、全町いっせいで清掃デーです。

みんなの広場



社会構造の改善を!!

堂ヶ岱 小塚 嘉七(44)



未成年者の健全育成が盛んにとりあげられ、多くの人が関心をもつてきたことは好ましいことです。

しかし、現在の私たちの生活概念を改めない限り、望ましい育成は難しいと思われま

す。酒の場合は懇親や社交上、多少必要な時もあるかと思いますが、タバコを例にするならば、子どもにだけ悪いのではなく、大人にも百害あって一利なしで、火災や大きな事件事故の大半が酒、タバコなどからくるもので占められています。

子どもを守るということは、大人社会の正しい生活に仲間入りさせるよう育てることであって、非行防止で叫ばれている飲酒、喫煙については、成人を境にして子どもに悪く大人によいなどとは、

実際にはあり得ぬことで、区切りとしては必要ではありませんが、悪いことは大人にも子どもにも悪いにちがひなく、それを我々大人は理論的に正当化することはできないことです。

子どもに心身の健全を望むならば、より以上に私たち大人も、健全かつ節度を保った生活態度でなければなりません。

子どもは教えられて育つことよりも、見て育つことが多く、子どもの心には大人社会の矛盾と疑問を与えてはならないと思います。

大人社会と子どもの世界に共通したレクリエーションやスポーツなど、大人も子どもも解け合って生活できる楽しい健全社会を願ひ、職場や地域社会においても原点にたちかえり、正常な環境づくりをめざして、勇気をもって実行する時代に入ったと思います。

そして、そのできるのは我々町民一人一人、あなたであり、そ

して私たちではなからうか……。

たくさんの本が

図書館に!!

鷹巣町公民館の付属図書館には、昨年来約五百五十冊ほどの本が入荷して、多くの小学生や一般読書家に利用されています。

子ども向きの各種読み物や絵本はもちろんのこと、成人向きの文芸作品その他宗教、園芸関係等の本も多数含まれており、いま係員はその整理に追われています。

高価で個人ではなかなか手の届かない図書、例えば世界教養全集、内藤湖南全集、仏教語大辞典、園芸植物大観、グランド美術全集などもあります。



図書館のご利用を!!

係では、どなたでも気軽に図書館に足を運び、これらの図書を有効に活用していただくよう望んでいます。

産米限度数量の

配分方針決まる

県では、今年の産米限度数量の配分方針を決めました。これによると配分方針は、四十二年(四十四年)の政府売り渡し実績(平均)から今年の市町村別水田総合利用の目標面積、従来米の稲作転換対策による定着面積、通年施工の実施見込み数量、拡張かい廃面積を換算した数量を差し引いたものを基礎に、自己開田した分については従来通り限度数量に含めないこととしております。

また、新たに水田総合利用対策の目標未達成や自己開田から生じた余り米は、県間調査の対象にならない国の方針が改めて示されています。

秋田犬の展覧会

4月3日児童公園で

天然記念物大型秋田犬保存会鷹巣支部主催の、第五回展覧会が四月三日午前九時から午後三時まで児童公園(米代町)で行われます。当日は、青森、秋田両県からおよそ八十頭の出犬が予定されています。

火災は人災 防ぐはあなた!

春の火災予防運動

4月10日～4月16日



私の誇り!!

スピードをおさえて 慎重な運転

新入学児童指導強化期間

4月1日～5日

4月6日～15日

春の全国交通安全運動

四月一日から五日まで新入学児童指導強化期間、六日から十五日までの十日間は、春の全国交通安全運動が行われます。

すべての町民がこの運動に参加し、交通事故のない明るい町づくりにご協力ください。

運動期間中は、次の事項を重点に交通安全の徹底を図ることにしています。

(1) 暴走行の排除

一部無謀運転車による暴走行が目立っております。

警察による強力な取り締まりが行われますが、全町民が暴走車排除のため、監視の目を強めてください。

(2) ピカピカ運動

夜間、歩行者、自転車利用者の被害事故が増えております。

運転者が早目に発見できるように、各自の靴、持物、自転車に反射シールをつけるようにしてください。(中学生には、町で支給します)

(3) スピードをおさえて慎重な運転の徹底

本年の秋田県の統一キャッチフレーズは「私の誇り、スピードをおさえて慎重な運転」です。昨年は、無謀運転をなくするため、運転者自身がスピードをおさえる心を養う決意の年としましたが、本年はこの決意を行動に移し、スピードをおさえ、そして慎重な運転を実践し、これを誇りとして、スピードダウン運転が定着化することに願いをこめたものです。

この普及を図るため、立看板で呼びかけるほか、安全協会支部から全四輪車に小型ステッカーを貼布することになっております。

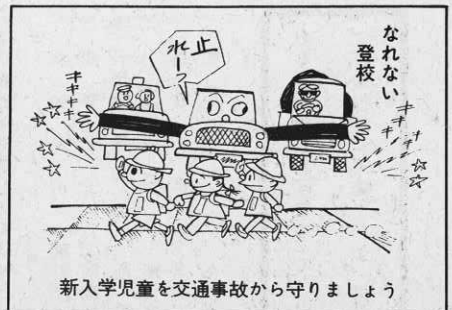
(4) 飲酒運転の徹底追放

交通安全母の会により、飲酒運転追放署名運動が行われます。全町民が参加し、この絶滅を図るようしてください。

交通安全母の会で 事故絶滅の署名!

交通安全母の会では、四月一日から十五日まで、運転者のみなさんから交通事故を絶滅するための誓いと署名を求めることにしております。

交通安全母の会では悲惨な交通事故を絶滅するため、母親の立場から家庭をはじめ、交通安全運動を続けておりますが、運転者のみなさんからも、いま一度安全運転



新入学児童を交通事故から守りましょう

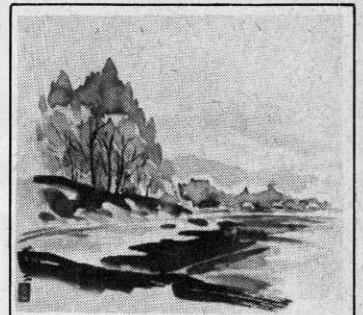
無免許酒酔い違反者の住所

住所	違反	無免許		酒酔い	
		51年	50年	51年	50年
鷹	計	57	61	64	58
鷹	前山	1	3	3	5
	坊沢	3	8	9	8
	緩子	16	9	8	10
	鷹巣	9	7	17	6
	栄	5	8	5	10
町	脇神	12	15	10	10
	七日市	11	11	10	10
大館	北秋	8	5	19	12
能代	山本		4	6	2
県	内	3	2		1
	外	5	5	5	2
合	計	73	77	94	75

の重要性を確認していただくために行うものです。

署名簿の誓いは▽飲酒運転はしません ▽無理な追い越しはしません ▽信号を守ります ▽スピードをおさえて慎重に運転しますの四点です。

運転者のみなさんの「誓い」と署名をお願いします。



一線美術会会員 九島察二氏

おしらせ

妊婦訪問

未熟児や異常児の出産を防ぐため、保健婦(助産婦)による妊婦訪問を行います。

四月は、▽五日▽七日市地区
▽十二日▽七座・坊沢 ▽二十六日
訪問時間は、午前九時から午後四時まで。

四月の健康相談

四月の健康相談は、次のとおりです。
成人健康相談は、十三日と二十七日です。
時間は、午前九時から午後三時まで。血圧測定のほか、必要に応じて尿検査なども行います。

◇ ツ素イオンむし歯予防は、十三日と二十七日です。
時間は、午後一時から午後三時まで。

対象者は満三歳以上の幼児で、おいての時は母子手帳を忘れずにお持ちください。

◇ 妊婦健康相談は、十八日です。
時間は、午前九時半から午後三時まで、おいての時は母子手帳を忘れずにお持ちください。

◇ また、今月から母親学級を併設します。時間は、午前十時半から十二時まで。一回目は、妊婦体操と妊娠前半期の注意。

◇ 糖尿病健康相談は、十四日です。
時間は、午前九時半から午後三時まで。食生活や日常生活の相談のほか、血圧測定、尿検査も行います。
◇ 保健相談室です。

◇ 五十一年九月生まれと十月生まれの乳児を対象に、二十日午前九時半から離乳食実習指導を鷹巣町公民館調理室で行います。
また、午後一時からは家族計画の必要性和その実施指導を保健相談室で行います。

予防接種

生後三カ月から十八カ月までの乳幼児を対象に、経口ポリオワクチン(小児マヒ予防接種)の投与を行います。

◇ 投与日は、鷹巣地区以外の方は十四日、鷹巣地区の方は十五日です。以前一回しか投与されなかった場合は、必ず二回目の投与を受けてください。

◇ 受付時間は、午後一時から午後二時半まで、鷹巣町公民館保健相談室で行います。

※禁忌と注意
生ワクチンに関する一般的な禁忌である免疫産生機能に異常ありと想定される場合は、投与を行いません。その他、下痢患者も治療してから投与します。生ワクチン投与当日の入浴はさしつかえありません。
◇ 母子手帳は、必ず持参してください。

スポーツ傷害保険

この保険は、社会教育団体(子ども会、青年団体、婦人団体など

第一種)、スポーツ団体(高校の運動クラブ、社会人により構成された競技部など)第二種のうち、団員十名以上の団体の構成員を対象とした傷害保険です。

保険料は、年額一人第一種が三百円、第二種は競技内容によって四千八百円、二千八百円、一千二百円に区分されています。

保険金額は、三百万円を最高限度として傷害程度に応じて支払われます。

◇ 保険期間は、五十二年四月一日から五十三年三月三十一日まで。申し込みは七月三十一日までとなっていますので、加入ご希望の団体は、教育委員会社会教育課へ申し込みください。

鯉のぼりでも感電します

いよいよ鯉のぼりの季節がやってきました。例年この時期は、鯉のぼり用ポールによる感電事故が発生しております。

次のことを守って、感電事故防止にご協力ください。
▽ポールが倒れても電線にふれないだけの距離をとってください。
▽もし場所がせまく、電線の近くにたてる場合には、東北電力鷹巣営業所(電話二局一一二三八番)に連絡してください。危険のないようにお手伝いいたします。

慶弔だより

3月1日～3月15日

誕生おめでとうございます

- 桜庭 裕幸(秀夫) 長男) 東旭町
- 山城 大介(克則) 長男) 南鷹巣
- 佐藤 智子(吉輝) 長女) 高野尻
- 鈴木 睦(功) 長女) 掛泥
- 出川 孝則(雄一) 長男) 掛泥
- 中林美由紀(典久) 長女) 新田中
- 佐藤 直道(武夫) 長男) 妹尾館
- 武藤 光博(重光) 長男) 坊沢羽立
- 成田 静(三千雄) 長女) 今泉
- 佐藤 郁美(邦久) 長女) 小森
- 神成 優(栄) 長女) 小森
- 佐藤 史明(正七) 二男) 相善町
- 布田まゆ子(孝造) 長女) 品類
- 津谷 亮(徹) 長男) 東旭町
- 石上 涉(春美) 三男) 糠沢

二人の前途を祝福いたします

- 真崎 友司 前野団地
- 津儀 則子 南鷹巣
- 五代儀 隆二 旭町
- 小西 貞子 田代町
- 進藤 真彦 東旭町
- 松尾 生子 七日市

おくやみ申しあげます

成田与四郎(60歳) 今泉